



# 徳島県報

発行者 徳島県  
発行所 徳島県企画総務部  
総務課法務文書室

定期第 2 0 8 3 号 平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日発行

## 目 次

### 【 告 示 】

| 番 号   | 表 題                               | 担当課名  |
|-------|-----------------------------------|-------|
| 6 1 1 | 保安林予定森林に関する通知を受けた件                | 森林整備課 |
| 6 1 2 | 保安林予定森林を告示する件                     | ( 同 ) |
| 6 1 3 | 家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求め<br>める件を廃止する件 | 畜産課   |
| 6 1 4 | 家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求<br>める件        | ( 同 ) |

徳島県告示第六百十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

平成二十年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

阿波市土成町高尾字深谷一二七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百十二号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により次のように告示する。

平成二十年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦郡勝浦町大字星谷字猪畜谷二〇から二二まで、二三の一、二三の二、二三の四、二三の五、二四の一、二四の二、二四の四、二七の一から二七の四まで、二八の一、二八の二の一、二八の二の二、二九の一から二九の三まで、三〇の二、三一、三三の二、三五、三七の一、三七の二、三八、三九の一、三九の二、四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百十三号

平成二十年徳島県告示第四百四十七号（家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求める件）は、平成二十年十月十七日限り、廃止する。

平成二十年十月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第六百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

平成二十年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計百羽以上飼養する農場の所有者

三 報告すべき事項

1 毎月初め及び鶏等の入雞又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月の一月間の鶏等の死亡羽数（毎月第一週分から第五週分又は第六週分まで週ごとに別記様式に記載）

2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出先

鶏等を飼養する農場の所在地を管轄する徳島県家畜保健衛生所

五 報告書の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵便又は持参により、別記様式により報告すること（電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び郵便又は持参による場合の提出場所は、別紙のとおりとし、電話による報告は不可とする。）。

六 報告書の提出期限

報告に係る月の翌月の五日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）の正午まで（郵便による場合は、同日正午までに必着とする。）。

七 その他必要な事項

1 第一回目の報告は、平成二十年十月第三週から第五週まで（同月十三日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）まで）の間に係る三に掲げる事項について、同年十一月五日（水曜日）正午までに行うこと。

2 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

3 この告示が適用される期間は、別に告示されるまでの間とすること。

(別記様式)

〇〇家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

平成 年 月分

〇〇農場

|                             |      | 内 容                  | 備 考             |
|-----------------------------|------|----------------------|-----------------|
| 第1週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 第2週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 第3週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 第4週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 第5週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 第6週                         | 飼養羽数 | 羽                    |                 |
|                             | 死亡羽数 | 羽                    |                 |
| 鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無 |      | あり<br>なし<br>(いずれかに〇) | (「あり」の場合は、その態様) |

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、一月間の死亡羽数をとりまとめ、必ず翌月の5日までに最寄りの家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月の初めの時点での羽数を記載すること。なお、月の途中で入雛<sup>すう</sup>があった時は、入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 \_\_\_\_\_  
報告者連絡先 電話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_  
農場所在地 \_\_\_\_\_

なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。

(別紙)  
報告の提出先  
各家畜保健衛生所電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び所在地

| 家畜保健衛生所名            | 電子メールアドレス                                  | ファクシミリ       | 提出場所                                  |
|---------------------|--------------------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| 徳島家畜保健衛生所           | tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp | 088-631-8938 | 〒770-0045<br>徳島市南庄町5丁目94              |
| 徳島家畜保健衛生所<br>阿南支所   | tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp | 0884-22-2225 | 〒774-0013<br>阿南市日開野町谷田483-3           |
| 西部家畜保健衛生所           | seibukachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp     | 0883-24-1937 | 〒776-0002<br>吉野川市鴨島町麻植塚字向麻山北<br>136-3 |
| 西部家畜保健衛生所<br>東みよし庁舎 | seibukachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp     | 0883-82-4843 | 〒779-4703<br>三好郡東みよし町中庄856-1          |